

牟田事務所 許認可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目9番14号 ☎ (052) 681-6006 2023.9

【建設】 【運送】 【産廃】 【その他】

★建設業★ 建築物石綿含有建材解体 10月から完全施行！

ちょっと待ってそのリフォーム

「事前調査結果はどうでしたか。」って施主から質問

石綿障害予防規則によって、作業者の健康被害を防ぐための措置が義務付けられています。

特別教育 作業者に対する特別教育（安衛則第36条第1項第37号）を行う。約4時間半

掲示等 建築物の解体・改修工事を行う場合、石綿含有の有無の事前調査結果を労働者の見やすい箇所に掲示する。

保護具の着用 呼吸用保護具（防塵マスク）、保護衣等の保護具を使用する。

○10月からは有資格者による事前調査が必要

事前調査→10月1日着工の工事から「建築物石綿含有建材調査者」が行うことが必要です。

結果は3年間の保存義務があります。

報告：解体部分の床面積が80㎡以上の解体工事、請負金額が100万円以上の改修工事等は、事前調査の結果を工事開始前に労働基準監督署に電子システムで報告する義務があります。※ 昨年4月から施行

○建築物石綿含有建材調査者

一般 建築物石綿含有建材調査者 こちらがお勧めですね

一般建築物石綿含有建材調査者に係る講習を修了した者で全ての建築物の調査を行う資格

※ 講習を2日間受講し、効果測定に合格することで「修了証」が発行されます。

一戸建て等 石綿含有建材調査者

一戸建て住宅および共同住宅の内部に限った調査（共有部分は除く）を行う資格

特定 建築物石綿含有建材調査者

一般建築物石綿含有建材調査者の公住内容に加えて実地研修や口述試験を追加したもので全ての建築物の調査を行う資格

※施工業者の実際の施工者（技能者）が講習修了者であるとベスト！進捗いかがでしょうか？

★運送業★ 2024年問題 改善基準告示改正！

悩んでいるのは、社長や運行管理者さんだけではありませんか。
 ドライバーさんの理解、荷主様の理解・協力が必須だと思います。
 丁寧に繰り返しご説明されておられると思いますが、再確認です。

1. 拘束時間

期間	改正後	現行
1日	原則：13時間 上限：15時間 14時間超は週2回まで	原則：13時間 上限：16時間(改正で1時間減)
1か月	原則：284時間 上限：310時間 ※ 284時間超は連続3か月まで、年6回まで	原則：293時間(改正で9時間減) 上限：320時間(改正で10時間減)
1年	原則：3,300時間 上限：3,400時間 ※	3,516時間(改正で216時間減)

※ 原則の時間を超える場合、労使協定により、1年のうち6か月までは、1年の総拘束時間が3400時間を超えない範囲内で、1か月の拘束時間を310時間まで延長可

1か月の拘束時間は、284時間（上限！）
 1年間3,300時間÷12か月＝**275時間**
 284時間超になる月は3か月を超えて連続してはなりません。
 1年の拘束時間を平均とすると1か月あたりは275時間。
 275時間を超えれば、他の月で拘束時間を少なくする必要があります。

月21日出勤は、完全週休二日制！
 厳しいです

仮に月の拘束時間を275時間にすると

出勤日数	1日の拘束時間	月の拘束時間	時間外労働(休憩1時間として)
21日	13時間	273時間	84時間 252時間—168時間(所定)
22日	12時間30分	275時間	85時間 253時間—168時間
23日	11時間57分	275時間	84時間 252時間—168時間
24日	11時間27分	275時間	83時間 251時間—168時間
25日	11時間	275時間	82時間 250時間—168時間
26日	10時間35分	275時間	81時間 249時間—168時間

一日の拘束時間が現行のままなら、当然に休日を増やすしかありません。
 一番悩ましい部分です！

※始業、出発時間厳守

ドライバーさんによっては、必要以上に早く出発して現地で長い時間休憩をとっている方もあり、余裕を持ちたい気持ちはわかりますが、必要以上に拘束時間が長くなってしまいます。
 「出発時間厳守」について、ドライバーさんの理解、協力が必要となります。

2. 休息期間

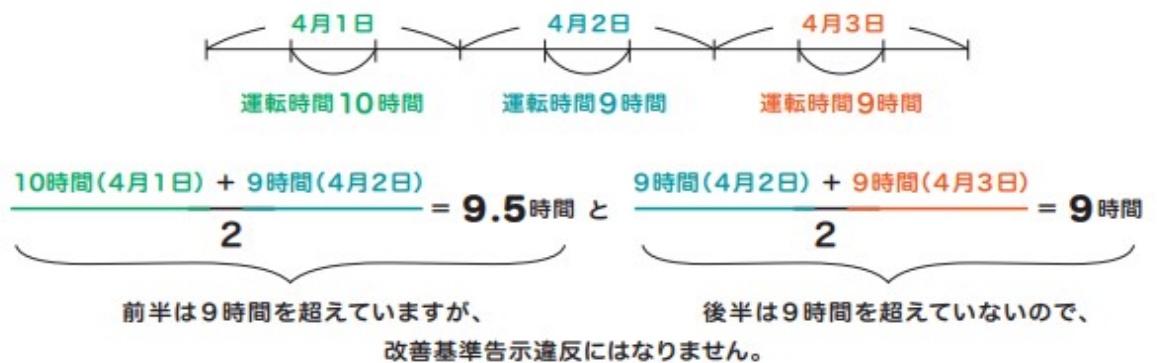
[原則] 継続 11 時間以上を基本として、継続 9 時間を下回ってはいけません。

(現行は継続 8 時間以上) どうやって配車を組みましょう。

[例外] 長距離貨物運送 (一運行 450km 以上) の場合は 1 週について 2 回に限り継続 8 時間以上とすることができます。ただし、休息期間が 9 時間を下回った場合は、運行終了後に継続 12 時間以上の休息期間を与える必要があります。

3. 運転時間

2 日を平均して 1 日当たり 9 時間、2 週平均で 1 週当たり 44 時間を超えない。(現行通り)



4 月 2 日の運転時間が、改善基準告示違反でないか確認する場合、前日の 4 月 1 日か翌日の 4 月 3 日のどちらか一方との平均が 9 時間以内であれば大丈夫です。(この図では、もし 3 月 31 日に 8 時間を超えて運転していたら、4 月 1 日は改善基準告示違反です。)

4. 連続運転時間

[原則] 連続して運転する時間は、4 時間以内でなければいけません。

4 時間以内又は 4 時間経過直後に 30 分以上運転を中断し、その間は**原則休憩**する必要があります。この 30 分は、1 回の運転の中断が概ね 10 分以上であれば分割することも可能です。(10 分未満の中断は 3 回以上連続不可)

[例外] SA・PA 等に駐停車できないことにより、やむを得ず 4 時間を超える場合、4 時間 30 分までは延長できます。

※現在は、「運転離脱」として運転以外の作業や待機等の労働は認められていましたが、改正により「**原則休憩**」となるので大変です。

同じルートでもドライバーさんによって、「待機」、「休憩」違いがありませんか。社内をよく話して「待機」か「休憩」が決めておきたいですね。

他にも改正がありますが重要と思われるところのみお示ししました。

改善基準告示の肝 拘束時間等削減に向け

DRさんへ：今頑張ってくれているDRさんには労働時間が減っても給与は下げない、と約束。
荷主さんへ：↑の説明と、時間削減のためにDRさんを増員する必要があります、労働条件をよくしなければ人は採用できないし、このままでは、これまで通りに荷物を運ぶことができないかもしれません。あくまでも丁寧に説明したいです。(トラックGメンも応援しています。)

★国際業務★



ついに外国人ドライバー！！

迫る 2024 年問題！！2024 年 4 月から運転手についても時間外労働の上限規制が始まり、人手不足が更に深刻化、モノが運べなくなる 2024 年問題が懸念されています。運転手の有効求人倍率は、全職業の平均 1.15 倍に対して、

トラック：2.14倍、 バス：2.29倍、 タクシー：4.15倍

そこで、今までなかった運転手も特定技能に追加！？国交省は人手不足の規模や今後の外国人受け入れ見込み数、荷物の積み下ろしやお客さんとの意思疎通など業種に合わせた運転手としての技能試験の整備をはじめました。

外国人ドライバーの特定技能ができれば、外国人ドライバーさんがいつ来ても受入れができるよう自社の整備を進めましょう！

特定技能2号 対象分野拡大！

2019 年にスタートした特定技能制度も今年で 5 年目。昨年、全国で初めて岐阜県で働く中国籍の方が特定技能 2 号の資格を取得されました。

特定技能外国人は全国で 173,101 人（上限 34 万 5,150 人）。そのうち特定技能 2 号の資格を持つ方は 12 人にとどまっています。

現行制度では、**特定 1 号**の対象 12 分野のうち「建設」、「造船・船用工業」の 2 分野だけが**特定 2 号**の対象となっており、技能実習から特定 1 号まで頑張ったのに、母国に帰るしかないのか・・・と不安だった外国人労働者の方も多かったはず！

そんな中、6 月 9 日に「2 号」の対象が 11 分野へ拡大する方針が閣議決定されました。

「建設」「造船・船用工業」に加え
「ビルクリーニング」「素形材・産業機械・電子電気情報関連製造業」
「自動車整備」「航空」「宿泊」「農業」「漁業」「飲食料品製造業」「外食業」
全 11 分野

特定技能号は家族帯同が認められ、2 号で 5 年以上働き、在留が継続 10 年以上となるなどの条件を満たせば永住もできます。今年秋にも拡大された 9 分野の試験を開始し、合格者は来年の 5 月以降、2 号への在留変更が認められる予定です。

牟田事務所が支援を行っている外食業で働く特定技能 1 号の方も次の更新で 3 年目。このまま日本で働き続けたいと、訪問するたびに言っていました。そんな気持ちに沿える形になり、喜ぶ顔が目に見えます。

特定技能の受入（特に建設業）の手続きは、なかなか簡素化されず煩雑です。

お困りなことがありましたらいつでも牟田事務所へご連絡ください。